

平成 29 年 4 月 26 日
金融庁

会社法の見直しに当たっての論点

1. 企業グループ全体の経営管理
2. 株主総会関連の日程
3. 有価証券報告書を提出している会社についての事業報告等の提供方法の弾力化
4. 社債の管理の在り方の見直し
5. 会計監査人の報酬の決定の在り方についての検討
6. その他
 - ① 会計監査報告における「監査上の主要な事項」(Key Audit Matters: KAM)の記載
 - ② 国際会計基準 (IFRS) の単体ベースの財務書類への任意適用

(参考資料)

1. 企業グループ全体の経営管理

- 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」(平成27年12月22日公表) [抄]

金融グループの経営管理のあり方を考えるにあたっては、会社法や銀行法による規制等との関係で、以下のような指摘が存在する。

- ・ 持株会社は子銀行の株主としての権限を有するが、子銀行の取締役等に対し、具体的に指揮命令する権限を有しておらず、株主としての権限行使とは別に、持株会社が子銀行に対して指揮命令を行い得ることを制度的に担保する必要はないか。その上で、当該指揮命令に子銀行の取締役が従った場合には、当該取締役には任務懈怠責任が生じないこととする必要がないか。
- ・ こうした問題を回避するための方策として、経営委任契約を活用することが考えられるが、契約の有効性に問題はないか。
- ・ 持株会社において実効的な監督機能を発揮する体制が整っており、そのもとでグループの経営管理を行っているケースについて、グループ内の子銀行にまで、例えば、監査役会等の設置による別個の監督体制の整備が求められていることが、かえって監督体制を錯綜させる結果を生むこともあり、過剰な要請となっていないか。

これらの点については、金融グループについてのみ、通常の事業会社とは異なる規律を及ぼすだけの特別なニーズ・要請があるか否かといった視点に加え、持株会社とその傘下の子銀行とでは法人格を異にすることや、子銀行の少数株主や債権者が存在すること、一定の部分に特則を設けた場合に会社法の体系全体との間で整合性を確保できるか等にも十分留意し、引き続き検討を深めていくことが適当と考えられる。

2. 株主総会関連の日程

- 「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(平成 27 年 3 月 5 日確定) [抄]

補充原則

- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

[背景説明]

株主総会開催手続きについては、本有識者会議において、以下の議論があった。

- ・ 基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい（英国では、2日間以内）。
- ・ 招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい（英国では、約4週間以上）。
- ・ 決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。
- ・ 以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を7月（3月期決算の会社の場合）にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。

なお、以上の方向で考える場合、（監査済財務情報の提供時期や株主総会の開催時期が後倒しになることが考えられることから、）決算短信によるタイムリーな情報提供が一層重要となることや、例外的な事象が生じた場合も視野に入れた他の制度との整合性の検討が必要となることなどにも留意が必要である。

本問題については、本コード（原案）に寄せられるパブリック・コメント等の内容も踏まえつつ、必要に応じ、本有識者会議において引き続き議論を行い、東京証券取引所における最終的なコードの策定に反映させる必要があるか否かを検討することとする。

5. 会計監査人の報酬の決定の在り方についての検討

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日公表）[抄]

更に、監査人の報酬については、監査役会等の同意のもとで取締役会が決定する仕組みとなっているが、監査人の独立性の確保を図る観点から、監査報酬の決定の在り方については、引き続き幅広い観点から検討されることが望ましい。

6. その他

① 会計監査報告における「監査上の主要な事項」(Key Audit Matters: KAM) の記載

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日公表）[抄]

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EUも本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。

このような、いわば「監査報告書の透明化」について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきである。

② 国際会計基準（IFRS）の単体ベースの財務書類への任意適用

- 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」（平成 28 年 4 月 18 日公表）[抄]

我が国では、金融商品取引法における連結財務諸表を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成し提出することが平成 22 年 3 月期から可能とされた。その後現在に至るまで、連結財務諸表を IFRS に準拠して作成する会社（IFRS の任意適用会社）の数は着実に増加しており、平成 28 年 3 月 31 日時点では 109 社（上場会社全体の時価総額に占める割合は約 2 割）の上場会社が IFRS の任意適用を開始又は任意適用の予定を公表している。

現行の金融商品取引法上、IFRS の任意適用会社であっても、単体財務諸表は日本基準に基づいて作成する必要がある。一部の IFRS の任意適用会社からは、事務負担を軽減するため、単体財務諸表や会社法上の計算書類についても IFRS に準拠して作成することを認めてほしいという要望も寄せられている。この要望に対応する際には、IFRS と日本基準の差異を踏まえ、配当等に係る財源規制や課税上の取扱いなど、他の制度においても手当てが必要となりうるとの指摘があり、上場会社等のニーズを踏まえた検討が必要と考えられる。

『日本再興戦略』改訂 2015』において「IFRS の任意適用企業の更なる拡大促進」として引き続き取組みが求められていることにも鑑みると、単体財務諸表及び計算書類における IFRS の任意適用を認めることについて、上場会社等のニーズも踏まえながら、関係省庁において検討が進められることが望まれる。